

平成 2 8 年度

定期監査結果報告書（後期）

志摩市監査委員

(余 白)

監 査 第 1 0 号

平成 29 年 3 月 9 日

志 摩 市 長 様
志 摩 市 議 会 議 長 様
各 部 署 (局 ・ 室 ・ 所 ・ 施 設) 長 様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 中 村 和 晃

平成28年度定期監査結果報告書(後期)の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

1. 監 査 の 種 別	1
2. 監 査 の 対 象	1
3. 監 査 の 方 法	1
4. 監査を実施した監査委員	1
5. 監 査 の 主 眼	2
6. 監 査 の 期 間	2
7. 監 査 の 結 果	2
全般的共通事項	3
各部署に関する事項	4
(市 民 生 活 部)	4
(健 康 福 祉 部)	5
(産 業 振 興 部)	6
(上 下 水 道 部)	7
(病 院 事 業 部)	7
(教育委員会事務局)	8
(監 査 委 員 事 務 局)	9

1. 監査の種別 定期監査

2. 監査の対象

部署名等	課名等
市民生活部	ごみ対策課、浜島支所、大王支所、志摩支所、磯部支所
健康福祉部	浜島保育所、大王保育所、浜島子育て支援センター、鷗方児童館、神明児童館、大王放課後児童クラブ、大王幼保給食センター
産業振興部	浜島磯体験施設海ほおずき、ともやま公園事務所
上下水道部	水道工務課
病院事業部	志摩市民病院、浜島診療所
教育委員会事務局	学校給食センター、浜島小学校、波切小学校、船越小学校、浜島中学校、大王中学校、浜島幼稚園、大王幼稚園、阿児アリーナ、浜島分室、大王分室
監査委員事務局	監査委員事務局

3. 監査の方法

監査を実施するに当たっては、各部署から提出された定期監査調書及び関係書類等について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行い監査を実施した。

4. 監査を実施した監査委員

山 川 泰 規 (識見監査委員) 平成 28 年 11 月 23 日まで
中 島 郁 弘 (識見監査委員) 平成 28 年 11 月 24 日から
中 村 和 晃 (議会選出監査委員)

5. 監査の主眼

平成27年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務（必要に応じて平成28年度分を含む。）の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。特に、「事務事業について内部統制が図られているか」、「時間外勤務の状況」を重点監査項目として監査を行った。

6. 監査の期間

平成28年11月 8日から平成29年 1月30日まで

7. 監査の結果

対象とした各部署等の事務・事業の執行等については、概ね適正に行われていると認められた。しかしながら、一部には注意等の事項が見受けられたので、早急に是正・改善を検討されたい。また、講じた措置については、遅滞なく報告されたい。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、口頭により指示した。

(注) 監査結果の評価・判断にあたっては、以下の4つに区分する。

- 1) 【指摘事項】： ①法令違反
②予算の目的に反していると認められるもの
③不経済な行為が生じていると認められるもの
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 【注意事項】： 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と認められるもの
- 3) 【検討事項】： 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部署等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 【意見】： 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

《全般的共通事項》

- (1) 随意契約を締結する場合は、地方自治法、地方自治法施行令及び志摩市契約規則等の規定に基づき、随意契約とする理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、経済的合理性、技術の特殊性、緊急性等を十分考慮し「志摩市随意契約実施ガイドライン」を参考の上、適正に事務処理されることを強く要望する。
※地方公営企業においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令等に基づく。
- (2) 備品管理事務については、「志摩市会計規則」により備品台帳を備え付け管理することとなっている。今後も備品台帳の整備に努め、適正に事務処理されることを要望する。
- (3) 文書管理事務については、「志摩市文書管理規程」や「志摩市事務決裁規程」等に具体的な処理方法が示されている。しかし、今年度も多くの部署において決裁年月日の記載漏れや事務決裁区分の誤りがあった。また、本来起案用紙を用いて決裁を受けるべき案件が簡易処理用紙により処理されていた。行政機関の文書は、各々の事業の基本であり、文書管理規程等に留意の上、事務処理されることを要望する。
- (4) 未収金については、これまでも勉強会、情報交換等を実施しているが、今後も「税外債権検討会」において、市役所全体としての問題と捉え、保有している債権を、どのように管理、処理すべきなのか、統一した認識を持ち、情報を共有する体制の確立を強く要望する。
- (5) 時間外勤務については、これまでの監査においても指摘してきたが恒常化している職場が多く、特定の職員に業務の集中が見られるなど改善が見られない部署もあった。各所属内では事務分担の適正化と平準化を図るとともに、管理部門では市役所全体の問題と捉え、職員の健康管理面のみならず、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、全庁的に時間外勤務の縮減に努められたい。

《各部署に関する事項》

【市民生活部】

(ごみ対策課)

(1)「一般廃棄物処理手数料減免・免除申請」の文書において、決裁を要する起案が簡易処理用紙で行われていた。簡易処理用紙は主に収受文書の処理に用いるもので、決裁を要するものについては起案用紙を用いられたい。 **【注意事項】**

(2)「汚水処理施設管理日誌」の業務遂行者及び記入者欄が記載されていないものがあつた。また、鉛筆書きで記載されているものがあつた。安全管理の意識を向上させるためにも管理日誌は正確に記録されたい。 **【注意事項】**

(浜島支所)

(1)「自治会活動助成金」の交付事務において、複数の自治会活動助成金をまとめて決裁を受けているが、補助金等は申請者毎に書類等を審査し交付を決定する必要があるため、決裁は申請者毎に受けられたい。今後は「志摩市補助金等交付規則」及び「志摩市自治会活動助成金交付要綱」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

(2)「浜島支所移転工事」に伴う複数の随意契約において、施行伺いと契約締結伺いに添付する設計書が逆になっているなど契約事務の手順について誤りがあつた。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づいて適正な契約事務を行われたい。 **【注意事項】**

(大王支所)

(1)「波切自治会収支決算書」において、自治会活動と祭等の事業が一会計内で処理されているため、各補助金の用途が分かりづらい状況となっていた。祭等の事業については特別会計を設けるなど会計処理を明確にするよう指導されたい。 **【検討事項】**

(2)「大王美術ギャラリー」の入館料無料化に伴い入館者数が増加し、遠方からの来訪者や市外からのリピーターも多いようであるが、市民の利用が少ないように思われる。文化施設としてより一層の周知啓発に努め利用促進を図られたい。 **【意見】**

(志摩支所)

(1)「共同募金配分金事業実績報告書」において、公印の押印を必要とする起案が簡易処理用紙で行われていた。簡易処理用紙は主に収受文書の処理に用いるもので、起案を要するものについては起案用紙を用いられたい。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

- (2)「志摩清掃センター」が休止になってから、支所職員が月に3回程度志摩清掃センターで EM 菌の培養作業を行っているが、平成29年度から支所と分室が統合され業務範囲が拡大することから、EM 菌培養作業の見直しについて利用関係者らと協議されたい。 **【検討事項】**

(磯 部 支 所)

- (1)「地域文化振興補助金」の交付事務において、決裁区分に誤りがあった。また、実績報告書には極力写真を添付するよう指導されたい。今後は、「志摩市事務決裁規程」及び「志摩市補助金交付規則」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

- (2)「自治会活動助成金」の交付事務において、複数の自治会活動助成金をまとめて決裁を受けているが、補助金等は申請者毎に書類等を審査し交付を決定する必要があるため、決裁は申請者毎に受けられたい。今後は「志摩市補助金等交付規則」及び「志摩市自治会活動助成金交付要綱」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

【健康福祉部】

(こども家庭課)

○浜島保育所

- (1)「備品台帳」に、寄附備品の記載がなかった。寄附採納後は市の備品として管理するため、「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。 **【注意事項】**

- (2)「浜島幼保一体化施設」は、周辺一帯が津波浸水想定区域に指定されており、津波到達時間内に高台まで避難することが困難な状況にある。屋上への避難階段を設けるなど現状の中で実現可能な安全対策を講じられたい。 **【意見】**

○大王保育所

- (1)「緊急延長保育申込書」について、処理事項の記載がなかった。緊急延長保育実施については、保育日誌に記録されていたが、今後は、「志摩市保育所延長保育実施要綱」の規程に基づき適正に処理されたい。 **【注意事項】**

○浜島子育て支援センター

- (1)「備品台帳」の簿冊に、平成27年度末現在の備品一覧表が綴られていなかった。今後は、「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。 **【注意事項】**

- (2)「利用者受付票」に市外利用者の記載があったが、市外利用者の取り扱いについては、こども家庭課を通じて全庁的な対応を検討されたい。 **【検討事項】**

(3)「活動業務日誌」に電話での子育て相談についての記載がなかった。内容等の詳細は別に記録されていたが、今後は、日々の業務内容の記録として「活動業務日誌」へ記載されたい。【意見】

○鵜方児童館

(1)「業務日誌」の欠席状況や子どもの状況等の欄に記載が無かった。子ども達の日常の様子や健康の状態などについて記載されたい。【注意事項】

○神明児童館

(1)「備品台帳」に、寄附備品の記載がなかった。寄附採納後は市の備品として管理するため、「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。【注意事項】

(2)「神明児童館」の建物について、庇等のコンクリートの一部にひび割れや塗装の剥離が見られた。児童の安全を確保するために早急に安全点検を実施されたい。【意見】

○大王放課後児童クラブ

特になし

○大王幼保給食センター

(1)「契約に関する文書」等において、決裁区分に誤りがあった。また、決裁印漏れも見受けられた。今後は、「志摩市事務決裁規程」及び「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。【注意事項】

【産業振興部】

(観光商工課)

○浜島磯体験施設 海ほおずき

(1)「自家用電気工作物保安管理業務委託」の随意契約事務において、施行伺いに予定価格の根拠となる設計書が添付されていなかった。また、予定価格調書の作成を省略する説明が無かった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。【注意事項】

○ともやま公園事務所

(1)「利用申込書」の記入については、当日の人数変更等により訂正が多く発生するが、使用料積算の根拠となるため正確に記入されたい。【注意事項】

(2)「ともやま公園(施設・キャンプ村・野外活動センター)利用日誌」については業務の記録であり、職員のみならず臨時職員が記載することも想定されるため、正確に記入されるよう職員間の意思統一を図られたい。 **【注意事項】**

(3)「ともやま公園キャンプ村」等の使用料減免規程について、旧大王町の内規を適用し運用されているが、他の観光施設も含めた一体的な取り扱いが必要となるため志摩市の減免規程を早急に整備されたい。 **【検討事項】**

(4)「使用料の入金事務」において、夏場は利用者が多く使用料が高額になるため、入金回数を増やすなど手持ち現金が多くならないような対応を取られたい。また、公金等は利用者が職員を信頼して取扱いを委ねている金銭であることを常に意識し、複数の目で確認するなど最善の注意を払われたい。 **【意見】**

【上下水道部】

(水道工務課)

(1)「公用車運行簿」において、日付・時間等の記入漏れが複数あった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(2)「貯蔵品管理」において、貯蔵品出庫伝票の処理日と会計処理伝票の処理日に整合性が見られないものがあつた。今後は、会計処理と連動した正確な貯蔵品管理に努められたい。 **【注意事項】**

【病院事業部】

(志摩市民病院)

(1)平成28年度は新院長を迎え、新たな体制のもと、これまで地域に潜在的にあつた市民の求める医療ニーズに対応するべく病床数を見直し、療養病床数を増加した結果、入院収益の増加が見られた。一方、医師不在のため一部の診療科については休診せざるを得ず、外来収益は前年度よりも減少している。そのため、依然として厳しい経営状況は続いているが、平成28年12月に示した「病院事業会計改革プラン」の実現に向けた取り組みに努められたい。 **【意見】**

(2)「マンモグラフィー」は、担当医師が退職してからほとんど使用されていない。高額な医療機器は維持管理費も高額となり医業費用の増加に繋がることから、しっかりとした利用計画を立て利用見込がないものについては処分するなど検討されたい。 **【意見】**

(浜島診療所)

(1)「随意契約事務」において、契約締結伺いの内容が施行伺いの内容となっていた。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。 **【注意事項】**

【教育委員会事務局】

(教育総務課)

○学校給食センター

(1)「学校給食センター」から排出された平成27年度の生ゴミは47トンで、その大半が食べ残しによるものであった。その要因は、嗜好など児童生徒自身の問題もあるが、学校給食センターにおいても献立や調理方法について更に工夫を凝らすなどの対応を取られたい。また、児童生徒の健康と適切な食習慣を育てるといふ学校給食の役割について、家庭や学校、学校給食センター運営委員会等で話し合い改善に努められたい。 **【意見】**

(2)天候不順で昨年の夏以降野菜が値上がりし、県内の給食センターにおいては給食日数を減らすなどの対応が検討された。学校給食センターでは、安価な食材を使用することで危機的な状況を乗り切られたが、児童生徒から人気の高い地元食材や良質で安全な食材を安定的に使用できるようふるさと応援基金の活用を促すなど財源の確保についても検討されたい。 **【意見】**

(学校教育課)

○浜島小学校

特になし

○波切小学校

特になし

○船越小学校

特になし

○浜島中学校

(1)「浜島中学校」は、海拔が5.8mと低地にあり、周辺地域も津波浸水想定区域に指定されていることから、定期的に避難訓練を実施するなど生徒の安全確保に努めている。今後も生徒同士が助け合い全員が無事避難できるよう津波対策に万全を期せられたい。 **【意見】**

○大王中学校

(1)「大王中学校」は、平成24年度に校舎大規模改造工事を行っているが、外壁は建築当時の箇所が残っており、部分的にコンクリートが剥離するなど危険な状態の箇所がある。生徒の安全確保を図るため早急に点検修理を行われたい。 **【意見】**

○浜島幼稚園

(1)「浜島幼保一体化施設」は、周辺一帯が津波浸水想定区域に指定されており、津波到達時間内に高台まで避難することが困難な状況にある。屋上への避難階段を設けるなど現状の中で実現可能な安全対策を講じられたい。 **【意見】**

○大王幼稚園

特になし

(生涯学習スポーツ課)

○阿児アリーナ

- (1)「公金の取り扱い」については制度として確立することが大切であり、公金等は市民が職員を信頼して取扱いを委ねている金銭であることを常に意識し、複数の目で確認するなど最善の注意を払われたい。また、「地方自治法」、「地方公務員法」、「志摩市会計規則」、その他の法令を遵守するとともに「志摩市公金等取扱マニュアル」に基づいた適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

- (2)特定の職員の時間外勤務時間が、毎月45時間以上になるなど時間外勤務が恒常化している。職員の健康管理面が懸念されるため、施設管理を複数の職員で行うなど時間外勤務が個人に偏らないような対応を検討されたい。

【注意事項】

○浜島分室

- (1)「随意契約事務」において、施行伺いに予定価格の根拠となる設計書が添付されていなかった。また、予定価格調書の作成を省略する説明が無かった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。

【注意事項】

- (2)「備品台帳」に、寄附備品の記載がなかった。寄附採納後は市の備品として管理するため、「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。

【注意事項】

○大王分室

特になし

【監査委員会事務局】

特になし